

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和3年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和3年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

1 「分離長期譲渡所得」の金額

- ・ 「収入金額」 10,000,000円
- ・ 「所得金額」 7,500,000円

・ 「必要経費」 2,500,000円

2 「不動産所得」の金額

- ・ 「収入金額」 17,000,000円

・ 「所得金額」 10,000,000円

3 「給与所得」の金額

- ・ 「収入金額」 8,000,000円

・ 「所得金額」 6,100,000円

4 給与所得に係る「源泉徴収税額」

280,200円（年末調整済）

5 「繰越損失額」

△12,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

（単位は円）		種類	青色	○	繰越損失	修正	特長の表示	税原	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯番号
収入金額等	事業	営業等	区分	ア							
	業	農業	区分	イ							
	不動産	区分	ウ	4							
	利	子	区分	エ							
	配	当	区分	オ							
	給	与	区分	カ							
	雑	業務	区分	ク							
	雑	その他	区分	ケ							
	総合譲渡	短期	区分	コ							
	総合譲渡	長期	区分	ク							
所得金額等	事業	営業等	①								
	業	農業	②								
	不動産	③									
	利	子	④								
	配	当	⑤								
	給与	⑥									
	雑	公的年金等	⑦								
	雑	業務	⑧								
	雑	その他	⑨								
	雑	⑩から⑪までの計	⑩								
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬									
	小規模企業共済等掛金控除	⑭									
	生命保険料控除	⑮									
	地震保険料控除	⑯									
	寡婦・ひとり親控除	⑰									
	勤労学生・障害者控除	⑱									
	配偶者控除	⑲									
	扶養控除	⑳									
	基礎控除	㉑									
	⑬から㉑までの計	㉒									
所得金額等・合計	雑損控除	㉓									
	医療費控除	㉔									
	寄附金控除	㉕									
	合計	㉖									
	合計	㉗									
	合計	㉘									
	合計	㉙									
	合計	㉚									
	合計	㉛									
	合計	㉜									

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」（△12,450,000円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（7,500,000円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△4,950,000円）を、①から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（16,100,000円）から差し引いた残額（11,150,000円）を記載します。

《第三表》

屋 号 フリ 氏 名	コクゼイ ジロウ 国 税 次 郎	所 法 措 法 業 法 所 法 措 法 業 法	
(単位は円)			
収 入 金 額	短期譲渡	一般分 ㉔	
		軽減分 ㉕	
	長期譲渡	一般分 ㉖	1 0 0 0 0 0 0 0
		特定分 ㉗	
	長期譲渡	軽減分 ㉘	
		一般株式等の譲渡 ㉙	
		上場株式等の譲渡 ㉚	
		上場株式等の配当等 ㉛	
		先物取引 ㉜	
		山林 ㉝	
所得 金 額	短期譲渡	一般分 ㉞	
		軽減分 ㉟	
	長期譲渡	一般分 ㊱	0
		特定分 ㊲	
	長期譲渡	軽減分 ㊳	
		一般株式等の譲渡 ㊴	
		上場株式等の譲渡 ㊵	
		上場株式等の配当等 ㊶	
		先物取引 ㊷	
		山林 ㊸	
税 金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㊲)	㊲	1 1 1 5 0 0 0 0
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㊳)	㊳	2 5 9 0 0 0 0
	㊴ 対応分 ㊴	㊴	8 5 6 0 0 0 0
	㊵ 対応分 ㊵	㊵	0 0 0
	㊶ 対応分 ㊶	㊶	0 0 0
	㊷ 対応分 ㊷	㊷	0 0 0
	㊸ 対応分 ㊸	㊸	0 0 0
	㊹ 対応分 ㊹	㊹	0 0 0
	㊺ 対応分 ㊺	㊺	0 0 0
	㊻ 対応分 ㊻	㊻	0 0 0

税 金 の 計 算	㊼ 対応分 ㊼	㊼	1 3 3 2 8 0 0
	㊽ 対応分 ㊽	㊽	
	㊾ 対応分 ㊾	㊾	0
	㊿ 対応分 ㊿	㊿	
	㋀ 対応分 ㋀	㋀	
	㋁ 対応分 ㋁	㋁	
	㋂ 対応分 ㋂	㋂	
	㋃ 対応分 ㋃	㋃	
	㋄ 対応分 ㋄	㋄	
	㋅ 対応分 ㋅	㋅	
㋆から㋇までの合計 (申告書B第一表の㋈に転記)			
1 3 3 2 8 0 0			
株 式 等 配 当 先 物 取 引	本年分の㋉、㋊から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋉	㋊
	本年分の㋋から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋋	㋌
	本年分の㋍から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋍	㋎
	本年分の㋏から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋏	㋐
	本年分の㋑から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋑	㋒
	本年分の㋓から 差し引く繰越損失額 翌年度以降に繰り越される 損失の金額	㋓	㋔

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項				
区 分	所得の生ずる場所	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
長期 一般	△△市××町 11-11-9	円 2,500,000	円 (7,500,000)	円
差引金額の合計額 ㊾			7,500,000	
特別控除額の合計額 ㊿				
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項				
上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額 ㋀				
○ 退職所得に関する事項				
収 入 金 額		退 職 所 得 控 除 額		
円		円		

整 理 機 関	A	B	C	申告等年月日	
	D	E	F	通 算	
	取得 期限			特例 期間	
	資産		入力	申告 区分	

和二年分以降降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法 41 の 5 の 2 による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000 円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0 円)を記載します。